

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成27年3月19日(火)午後7時00分～午後7時54分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 吉 田 眞 理
2 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
3 番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5 番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会等職員の氏名

- 教育部長 関 野 憲 司
文化部長 諸 星 正 美
教育部副部長 露 木 幹 也
教育部管理監 松 本 弘 二
文化部副部長 安 藤 圭 太
文化部副部長 杉 崎 貴 代
教育総務課長 柏 木 敏 幸
保健給食課長 松 浦 仁
教育指導課長 市 川 嘉 裕
教育指導課副課長 吉 田 文 幸
文化財課長 大 島 慎 一
青少年課長 石 井 聡
教育指導課指導主事 石 井 美佐子

(事務局)

- 教育総務課総務係長 濱 野 光 利
教育総務課主査 小 林 隆

4 議事

- 日程第1 議案第14号 小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則の廃止をする規則について (青少年課)
日程第2 議案第6号 史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について (文化財課)

5 報告事項

- (1) 史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会員の委嘱について (文化財課)

6 議事

日程第3 議案第7号 小田原市いじめ防止対策調査会規則について (教育総務課)
(日程第4 議案第8号については、手続き瑕疵のため、削除)

日程第5 議案第9号 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について
(教育指導課)

日程第6 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則に
ついて (教育総務課)

日程第7 議案第11号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規
則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第8 議案第15号 小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程につ
いて (教育総務課)

日程第9 議案第12号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第10 議案第13号 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則につい
て (教育総務課)

日程第11 議案第16号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の方針について (教育総務課)

日程第12 議案第5号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

7 その他

8 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 2月定例会の会議録承認…山口委員報告

(3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、栢沼委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。議案第5号「教育委員会職員の人事異動について」は、人事に関する事件ですので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…御異議もありませんので、採決いたします。議案第5号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

和田委員長…全員賛成により、議案第5号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 日程第1 議案第14号 小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則の廃止をする規則
について (青少年課)

提案理由説明…教育長、青少年課長

栢沼教育長…それでは、議案第14号「小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則の廃止をする規則について」をご説明申し上げます。これは、塔ノ峰青少年の家条例が廃止されることに伴う規則の廃止になります。

細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

青少年課長…それでは、私から議案第14号「小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則の廃止をする規則について」をご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案にホチキス止めとなっております2枚目の裏側を御覧いただきたいと存じます。小田原市塔ノ峰青少年の家条例が廃止され、小田原市塔ノ峰青少年の家を廃止することに伴い、小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則を廃止しようとするものです。廃止年月日は、平成27年4月1日を予定しております。以上で、「小田原市塔ノ峰青少年の家条例施行規則の廃止をする規則について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…以上で、青少年課の関係する議題は、終了いたしましたので、関係する職員は、御退席ください。

(青少年課関係職員 退席)

(5) 日程第2 議案第6号 史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について

(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

栢沼教育長…それでは、議案第6号「史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について」をご説明申し上げます。これは、任期満了に伴う委嘱替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財課長…「史跡小田原城跡調査・整備委員会の委嘱について」を御説明申し上げます。お手元の資料「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿」を御覧下さい。史跡小田原城跡調査・整備委員会委員につきましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則により任期は2年と定められており、平成27年3月31日をもって任期が満了いたします。また、委嘱にあたりましては、同規則により(1)学識経験者、(2)小田原市文化財保護委員会の委員、(3)そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱することとなっております。後任の人選についてですが、史跡の調査や城跡の整備等は専門性が高く、余人をもって変えがたい学識経験者の方ばかりであり、これまで本市の史跡の調査及び整備に深く関わっていただいております。小田原城跡に精通されている方ばかりでございますため、これまで専門的な立場から御指導や御助言をいただいております。現委員11名、全員を再任し、引き続きお願いしたいと考えているものでございます。以上、名簿にございます各氏におかれましては、いずれも史跡小田原城跡調査・整備委員会委員として、実績もあり、適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 報告事項(1) 史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会員の委嘱について

(文化財課)

文化財課長…それでは、報告事項(1)「史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会員の委嘱について」を御説明申し上げます。専門部会部会員につきましては、任期満了に伴う委嘱替え等でございます。お手元の資料1「史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会部会員候補者名簿」を御覧下さい。史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会部会員につきましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則により、先ほどの議案第6号でお諮りいたしました調査・整備委員会の下部組織として、本委員会に準じまして、任期は2年といたして

おりまして、平成27年3月31日をもちまして任期が満了いたします。また、委嘱等にあたりましては、同規則により、まず、(1) 学識経験者、(2) 公募市民、(3) そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから、史跡小田原城跡調査・整備委員会の専門委員に委嘱をいたしまして、その上で、史跡小田原城跡調査・整備委員会委員長が、植栽専門部会の部会員として、本委員会の委員及び専門委員を指名することとなっております。後任の人選についてですが、部会員の皆様には、これまで本市の理念のひとつとして、掲げてきました「緑と史跡との共生」を実現すべく、御用米曲輪の北東土塁の植栽管理の問題をはじめ、城址公園の緑につきまして、議論を深めていただき、この問題によりよい方向づけをいただいております。皆様、小田原城跡と緑の問題に精通されている方ばかりでございますため、これまで、御指導や御助言をいただいております。現委員12名、全員を再任し、引き続きお願いしたいと考えているものでございます。以上、名簿にございます各氏におかれましては、いずれも史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会員として、実績もあり、適任と思われまますので、委嘱及び指名をいたしたいと考えております。よろしく願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…両方の名簿を拝見すると職業等の書き方が違うのですが、これは、何か意図があつてのことでしょうか。

文化財課長…植栽専門部会の方は、学識経験者ばかりでなく、市民の代表やいろいろな分野の専門の方に入っていたいただいた経緯がございまして、やや詳しく、ご経歴がわかるような内容とさせていただいているものです。調査整備委員会の方は、お名前だけでもインターネットで検索するとすぐに出てくる高名な方が多くございますので、簡潔にさせていただいております。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(文化部職員 退席)

(7) 日程第3 議案第7号 小田原市いじめ防止対策調査会規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第7号「小田原市いじめ防止対策調査会規則について」をご説明申し上げます。これは、小田原市いじめ防止対策調査会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定するものです。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から議案第7号「小田原市いじめ防止対策調査会規則について」説明いたしますので、議案第7号の資料をご覧ください。

「小田原市いじめ防止対策調査会」については、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のために講ずる対策の実効性の向上に関すること及び市立の小・中学校で発生した重大事態に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するために設置する附属機関でございます。委員は、5名以内としており、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者のうちから委嘱いたします。委員の任期は2年でございます。その他、会議の運営等に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、この規則の施行日は平成27年4月1日でございますが、実際に会議を開催するのは、夏休み頃を予定しております。以上で、議案第7号「小田原市いじめ防止対策調査会規則」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…会議が実際に行われるのは、夏ごろのお話ですが、重大な事件になってしまった場合は、すぐに集まれるということでしょうか。

教育総務課長…委員がおっしゃられる通り、重大事態が発生すれば、すぐに調査会を発足させることになります。今申し上げましたのは、法第14条の3項に、最初に申しましたいじめの防止ですとか、早期発見、早期対策等の有効的な手段をどうするのかという意見調整、意見交換を行っていただくものになる会議ですので、今萩原委員から出ました重大事態に対するのは、法第28条にありますけれども、そちらにつきましては、随時という形になります。

吉田委員…第3条関係の委員(4)その他教育委員会が認めるものとありますが、学識経験者とありますが、他にどんな方を委員として想定していらっしゃるのであれば教えてください。

教育総務課長…例えば、地域の児童福祉事務所長でありますとか、あるいは、他の市におきましては、保護者の代表の方ですとか、そういった方を選ばれております。現在、小田原市では、(1) から (3) については、具体的にお願いをしております。(4) については、どういう方がいいかを含めまして検討を進めているところでございます。

吉田委員…秘密保持の第7条についてですが、委員になりますと秘密保持を職業として持っている職種になるのですが、例えば、(4) に保護者の方が入ったりする場合、こちらの規則には、書いてあるのですが、これで十分なのか、また、誓約書のようなものが必要になる場合もありますが、誓約書をとるようなことは考えていますか。

教育総務課長…現時点で、誓約書をとることは想定しておりません。事前の委嘱にあたっての研修の際によくご理解をいただいて、秘密保持の規定を遵守していただくということをお願いしたいと考えております。

吉田委員…保育者を育てている学校に勤務していますが、実習の際も誓約書を書いて、保育所や施設に行かせていただいて、かなり文書化されたものが求められる時代なのかなと思いますので、少しご検討いただけるといいと思います。

教育総務課長…ご意見ありがとうございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

【(8) 日程第4 議案第8号は、手続き瑕疵のため、削除】

(9) 日程第5 議案第9号 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について
(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第9号「小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について」を御説明申し上げます。これは、小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、議案第9号「小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則について」ご説明申し上げます。資料3ページの規則案説明資料をご覧ください。

本規則につきましては、教育委員会2月定例会において、事務の臨時代理の報告をさせていただいた「小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」の施行に伴い、小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関し必要な事項を定めるため制定するものでございまして、「子ども・子育て支援新制度」における公立幼稚園の保育料について、平成27年度に限り現行の8,500円を上限とする経過措置を設けることから、これに対応するものでございます。

規則の主な内容といたしまして、初めに1の第2条及び別記様式関係でございしますが、市立幼稚園の保育料の納入の通知は、資料2ページの別記様式の保育料納入袋により行うこととしております。次に、2の附則第3項関係でございしますが、本規則の施行に伴いまして、小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例施行規則を廃止することとしております。

また、本規則の適用は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間の保育料についてを予定しております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

山口委員…保育料の徴収は、袋を使って現金で、園が集めることになるのですか。

教育指導課副課長…現行も同じように集めております。

山口委員…園の先生が現金を扱うのは、大変だろうと思いました。

和田委員長…平成27年度は、現行通りということですよ。そのための規則ですよ。

教育指導課副課長…そのとおりでございます。

(その質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10)日程第6 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」を御説明申し上げます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され平成27年4月1日に施行されることに伴う規則の改正でございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から議案第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則」についてご説明いたします。議案第10号についております資料をご覧ください。

第1条は、「小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則」を廃止するものでございます。これは、法改正により教育長が常勤の特別職となり、その職務を代理する者は教育委員の中から指名すると規定されたことに伴う措置でございます。

第2条は、「小田原市教育委員会規則等の公布に関する規則」の一部を改正するものです。これは、法改正により教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることに伴い、字句の整理をするものでございます。

第3条は、「小田原市教育委員会会議規則」の一部を改正するものでございます。これは、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されること及び新たに議事録に関する規定が設けられたことに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。

第4条は、「小田原市教育委員会傍聴規則」の一部を改正するものです。これは、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることに伴い、字句の整備を行うものでございます。

第5条は、「小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」の一部を改正するものです。これは、法改正により教育長が常勤の特別職となり、教育委員会の補助職員ではなくなることから、教育委員会事務の専決を行うことができなくなるため、専決に関する条文を削除するとともに、教育委員会が教育長に委任することができる事務を整理するため、改正するものです。

第6条は、「小田原市教育委員会公印規則」の一部を改正するものでございます。これは、教育委員会の委員長が廃止されることに伴い、その公印を削除するものでございます。

第7条は、「小田原市立学校組織規則」の一部を改正するものでございます。これは、今回の法改正により、引用条文に移動が生じたため、所要の措置を講ずるものでございます。

以上で、議案第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…これは、それぞれの市町村で同じような改正をしているのでしょうか。

吉 田 委 員…13ページに小田原市の教育委員会委員長の印を削除するわけですが、教育委員会委員長は、小田原市の場合は、まだいらっしゃるわけですよね。この印は、委員長がいらっしゃるうちは、規則から削除されても使うということによろしいのですか。

教育総務課長…今、ご説明させて頂きました改正条文の中で教育長と教育委員長の部分につきましては、現行法の改正日である4月1日に現に教育長である教育委員の在職中は、従前の例によるという形になりますので、当然、委員長在職時には、印は使うということでございます。

(その質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第7 議案第11号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第11号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を御説明申し上げます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されることに伴う、規則の改正でございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは私から、議案第11号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。これは、2月の教育委員会定例会においてご協議いただきました「小田原市長の権限に属する事務の補助執行について」のうち、「総合教育会議」に関する事務を「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」に定める教育総務課の事務分掌に加えるため、改正するものでございます。以上で、議案第11号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) 日程第8 議案第15号 小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程
について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第15号「小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程について」を御説明申し上げます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されることに伴う、規程の改正でございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは私から、議案第15号「小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程について」ご説明いたします。小田原市教育委員会職員倫理規程につきましては、教育委員会の一般職職員を対象に定められた訓令でございますが、教育長は対象としないことから、適用除外の規定が設けられております。今回の法改正により教育長は常勤の特別職となり、この訓令の対象から外れますことから、適用除外の規定を削除するものでございます。以上で、議案第15号「小田原市教育委員会職員倫理規程の一部を改正する規程について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(13) 日程第9 議案第12号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第12号「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。これは、2月教育委員会定例会において、ご協議いただきました案件で、市長との協議が調いましたので、改正するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは私から、議案第12号「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。これは、本年4月1日をもって「小田原市塔ノ峰青少年の家」を廃止することに伴い、その管理及び運営に関する事務を子ども青少年部長等に補助執行させる規定を削除するものでございます。以上で、議案第12号「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(14) 日程第10 議案第13号 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第13号「小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について」を御説明申し上げます。これは、市立学校における対内文書等の收受方法について所要の整備を行うため改正するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から議案第13号「小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について」説明いたしますので、議案第13号の資料をご覧ください。平成25年11月1日から新しい教育ネットワークシステムを導入したことに伴い、教育委員会から学校に対して発する文書の多くは、このシステムを利用して送ることが可能となりました。そこで、事務の簡素化を図るため、当該ネットワークを利用し電子媒体により送付した文書につきましては、受付印の押印及び文書受付簿の記入を省略することができることとするほか、新たに、到達の日時を記載する必要がある文書の取扱いについて、市の文書管理規程と同様の規定を設けるため、改正するものでございます。以上で、議案第13号「小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質疑)

萩原委員…ネットワークが整ったということで、簡素化して、例えば、文書をプリントアウトしなくても、先生のところに文書が早く届くということでしょうか。

教育総務課長…まさにおっしゃるとおりでありまして、管理監からも昨年度説明させていただきましたが、ペーパーレスが主な目標になります。学校の先生によっては、ネットワークに慣れないこともあるということで、どうしても、文書を印刷して供覧することもあるそうです。ただ、現行の文書管理規程ですと、すべての文書にすべて文書の受付印を押印して文書收受簿に記載をするという処理をすることになっておりますが、簡素化した方がいいだろうということで、今回の改正にいたしました。

山口委員…第9条の対内文書には、どこまでが入るのですか。

教育総務課長…対内とは教育委員会と学校になります。

山口委員…両方を含めての対内ですか。

教育総務課長…そのとおりでございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(15)日程第11 議案第16号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第16号「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について」をご説明申し上げます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会事務の点検・評価に関する方針を定めるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは私から、議案第16号「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について」をご説明申し上げます。議案第16号の資料をご覧ください。

1の目的ですが、この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とするものでございます。

対象事業の選定に当たりましては、学校教育の分野では小田原市学校教育振興基本計画の基本目標に基づき、また、生涯学習の分野では第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」に基づき、平成26年度に実施した事業の中から、教育委員会事務局が点検・評価する事業の選定を行い、この案について

教育委員の皆様で協議、決定していただきたいと考えております。

その後、教育委員の皆様によるヒアリング及び現場訪問を予定しております。また、事務局が実施した事務事業のほか、委員の皆様ご自身の活動状況についても点検・評価を行っていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

裏面のスケジュール案をご覧ください。なお、平成27年度は、中学校の教科書採択替えの年でありますことから、夏場の時間確保が困難となりますので、定例会にお諮りするのには11月に、市議会常任委員会への報告は12月に、それぞれ変更したいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、4月から6月にかけて実施する所管課での自己点検・評価の結果を受け、事務局において対象事業を選定いたします。7月の定例会において委員の皆様に対象事業を決定していただいた後、8月下旬には、3名の学識経験者によるヒアリング及び意見交換を実施いたしますが、その際、委員の皆様にはオブザーバーとしての参加をお願いいたします。そして、そこでの学識経験者と所管課とのやりとりも参考にいただきながら、9月から10月にかけて委員の皆様による対象事業のヒアリング及び現場訪問を実施し、その結果により評価をしていただきます。

11月上旬に委員の皆様と学識経験者の意見・評価に基づき、事務局において点検・評価（案）を作成し、同月の教育委員会定例会において議決をいただいた後、12月の市議会厚生文教常任委員会に報告するとともに、市民に公表する予定でございます。

以上で、議案第16号「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…事業選定の視点ですけれども、自己評価を基に対象事業選定をするのお話ですが、自己点検評価をどういう視点で対象事業が選定させるのか教えてください。

教育総務課長…基本的には、行政管理課が市の全事業を点検評価いたします。その様式を使わせていただきまして、先ほど申しました学校教育、生涯学習の分野で自己点検評価をしていただきます。その中で、事務局のほうで、課題がある、あるいは、改善できる余地がある事業をピックアップさせて頂きたいと考えております。そのような事業を外部の学識経験者や教育委員の皆様からご意見をいただいて、翌年度改善をしていきたいと考えております。

吉田委員…課題があるところを選んで、改善点を探していくということよろしいでしょうか。

教育総務課長…そのとおりでございます。

吉田委員…課題があるところをこう改善した方がいいというように点検評価をして、その点検評価が生きて改善されたかどうかは、どこで確認する計画でしょうか。

教育総務課長…翌年度の定例会でご報告させていただきます。

吉田委員…定例会で報告して、次の年も点検評価の対象事業にしていくということではなくて、委員会のほうで見ていくことになりますか。

教育総務課長…そのとおりでございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…先ほど非公開とすることにいたしました議案以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(16) 日程第12 議案第5号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

(教育総務課)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(17) その他

萩原委員…情報提供させてください。「みんなの学校」という映画を観ました。これは、大阪市立大空小学校の1年間を追ったドキュメンタリー映画です。ネグレクト、いじめ、発達障がい、様々な問題を抱えている児童を、ひとり一人の先生がチームとなってしっかり受け止めて工夫される学校の姿が映っていました。不登校児童が0名の学校です。学校長、職員の皆さんがひとりの子も排除せず関わることを続けています。学校の規模は、児童数200人でそのうち30人は特別支援の必要な児童です。通常級においてのどんな事態も包み隠さず映像に

されてきました。今後の小田原の支援教育がますます充実するには、このような学校の取り組みを先生方が共通理解をして取り組んでいただきたいと思います。小田原でも「みんなの学校」を目指して、大いに参考にさせていただきたい映画です。素敵だなと思ったのは、児童のそばにカメラが構えていても、泣いたり笑ったり、喧嘩が始まったりと、自然な表情が撮れていたこと。時間をかけて子どもたちとの関係性を作られたのが映像を通して感じられます。ぜひご覧いただきたい映画です。

吉田委員…実在する学校なわけですよ。そうしましたら、視察に行くのが一番だと思うのですが。

萩原委員…とってもいい校長先生でしたので、校長先生の考えとかを皆さんにお伝え出来たらなと思ひまして、教育長にパンフレットをお渡ししまして、ぜひ回覧していただけたらと思います。

和田委員長…映画の製作しているときと校長が異動していなくなっていることもありますよね。

栢沼教育長…人事の異動時期ですからあり得ますね。

萩原委員…大空小学校は、2006年開校ですから10年目の校長になります。今日が卒業式だそうです。映画に登場する生徒も卒業されたそうです。

和田委員長…私立の小学校ですか。

萩原委員…いいえ、市立の小学校です。

和田委員長…ずいぶん長い校長先生ですね。9年間ですね。

栢沼教育長…教育委員会としても、何か意図があったかもしれないですね。

萩原委員…クラスで一人も排除しないのが素晴らしいところです。かなり家庭内の対応についても先生が関わり保護者とチームになって、児童を育てる意気込みを感じました。先生が自転車で自宅へ向かったり追いかけては当たり前、地域の方がパトレンジャーとして、気になる児童の朝の様子を職員室へ報告したりして、見守る目の多さに感動しました。

和田委員長…新玉小学校がモデルになりますね。

栢沼教育長…そういう一つのイメージもコミュニティスクールに要素がありますし、非常に地域コミュニティの世界と学校教育とどうつなげていくかですよ。

(18) 委員長閉会宣言

平成27年4月30日

委 員 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（栢沼委員）